

令和5年4月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年4月4日（火）10時
- 2 場 所 本館4階 第1委員会室
- 3 出席者 教育長職務代理者 河本直子
教育委員 衛藤修身、八木秀和
- 4 欠席者 教育委員 太田かおり
- 5 事務局 教育部長 蔵元洋一
教育部参事 森 秀輔
学校教育課長 船元幸徳
教育施設課長 北原鉄也
生涯学習課長 亀井 誠
学校教育課課長補佐兼保健給食係長 野中康伸
学校指導課課長補佐 権藤信慶
学校教育課教育総務係長 秦 薫
- 6 傍聴人 6人
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

定例教育委員会議事日程

令和5年4月4日（火）10時00分

- 1 会議録の承認
令和5年3月定例教育委員会の議事録の承認
- 2 報告事項
 - (1) 令和5年4月学校教育行事及び社会教育施設行事について
 - (2) 専決処分を報告し、承認を求めることについて
承認第1号
中間市教育委員会職員人事評価実施規則の一部を改正する規則について
 - (3) なかま夢応援奨学基金の運用に関する実施要綱の制定について
 - (4) 中間市学校施設整備方針(案)に対する市民意見提出手続(パブリックコメント)の実施結果について
- 3 協議事項
 - (1) 令和5年5月定例教育委員会の日程について
- 4 議決事項
 - (1) 第14号議案
中間市教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について
 - (2) 第15号議案
中間市地域学校協働活動推進員の委嘱について
 - (3) 第16号議案
中間市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

[開会時刻：10時00分]

蔵元教育部長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、令和5年4月定例教育委員会の進行につきましては、河本教育長職務代理者をお願いいたします。</p>
河本教育長職務代理者	<p>それでは、これより令和5年4月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>最初に、令和5年3月定例教育委員会議事録の承認についてですが、よろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>〈承認〉</p>
河本教育長職務代理者	<p>承認ということでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは次に報告事項に移ります。</p> <p>最初に、令和5年4月学校教育行事及び社会教育施設行事についてです。</p> <p>学校教育行事から説明をお願いいたします。</p>
森教育部参事	<p>4月の学校行事についてご説明いたします。</p> <p>まず共通行事についてです。</p> <p>7日に小中学校で、始業式が行われます。給食開始は、小中学校ともに13日です。</p> <p>それから中学校の入学式が11日、小学校の入学式が12日となっています。</p> <p>18日に全国学力学習状況調査が行われます。小学校6年生、中学校3年生が対象となるものでございます。</p> <p>続いて各学校の行事です。底小におきましては、24日から家庭訪問が始まります。それから、北小、北中では、校区で連携した生活習慣づくりの取組として、生活習慣、早起きの取組が、行われます。また南小では、21日に1年生を迎える会と歓迎遠足が計画されています。他の学校につきましては、5月に計画されています。</p> <p>それから各中学校で、4月の最終週に自然体験学習が計画されています。篠栗の社会教育総合センターにおいて、宿泊の体験学習を行う予定でございます。また、中間中では13日の日に折尾警察署から講師を招いて交通安全教室が行われます。</p> <p>以上が主な4月の学校行事でございます。</p>

河本教育長職務代理者 | このことについて、ご質問などございませんでしょうか。衛藤教育委員
| お願いいたします。

衛藤教育委員 | 4月につきましては、学校が始まった体制づくりや、学校行事があると思
| います。その中で今回は、昨年度まではバラバラになっていました家
| 庭訪問が一斉に入っています。

その中で気になっているのが定退日です。定退日は、先生方の働き方改
革で働きやすくということで、月に1回設けられて3年目になると思
います。学校によっては定退日と家庭訪問を配慮して、定退日を優先的に
されたのではないかと理解できる学校と、定退日と家庭訪問が重なっ
ている学校があります。家庭訪問は、保護者がお仕事をされていると思
いますので、仕事が終わってからお願いできませんかという方もいるの
ではないかと思えます。そうすると、学校の勤務時間以降に家庭訪問を
お願いされることがあると思うのですが、その場合は、定退日より家庭訪
問が優先されると思うのですが、そのような時は、定退日はどのように
配慮されているのですか。

河本教育長職務代理者 | 森教育部参事お願いいたします。

森教育部参事 | 家庭訪問は、基本的には勤務時間内に設定することとしており、それを
| 前提といたしまして定退日も設定されているところです。学校の取組と
| して問題があるとはとらえておりません。ただし、家庭の都合によっ
| ては、時間外に対応を求められることがあります。そのようなときには、
| 定時退勤は当然できませんので、そのときには別日に振り替えるよう校
| 内で柔軟に対応するようになっています。

定退日については、小学校ではほとんどの学校で毎週金曜日、それから
中学校では毎週木曜日を設定しています。こちらにつきましても、設定
はしているもののやはり突発的な業務等によって、この日には取ること
が難しいという場合には他の日に振り替えて取るようにということが進
められています。

定退日を設定する一つの意義として、もちろんこの日にとるということ
がとても大事なことです。それと併せまして、どうしても取れないとき
は、早く帰れるときに早く帰るという意識を、しっかり根づかせるとい
う意味も含めまして、この取組を進めています。学校の実情に応じて柔
軟に対応していくことは、必要であると考えています。

併せて底小は、水曜日を基本としつつも、先生方に定退日を決めてもらおうという取組をされています。学校として水曜日という位置付けはしていますが、実際には担任業務等の都合により、この日が帰りやすいという日を自分で選んで計画的に定退日をとるという取組も進められているところでございます。

河本教育長職務代理者

他に何かございませんでしょうか。
八木教育委員、お願いいたします。

八木教育委員

私から2点お伺いさせていただきます。11日と12日に予定されています入学式について、入学する児童生徒さん及び保護者のマスクはどのようにされるのでしょうか。また新年度が始まって、基本的にはマスクの着用は個人の判断に委ねるということになってはいますが、先生方、児童生徒さんたちに対してどういうご指導がされておられるのか、そして5月8日以降の第5類になったときに、何か変わってくるのかお尋ねします。

もう1点が、18日に予定されてます全国学力学習状況調査についてです。小学校6年生、中学校3年生が対象ということですがけれども、結果がいつごろにきて、市民にはどういう形で公表されるのかお尋ねします。

河本教育長職務代理者

森教育部参事お願いいたします。

森教育部参事

まず1点目のコロナ対応に関わる部分についてです。

入学式のマスク着用については卒業式の取組に準じて行う方向を旨としています。

本日この後、校長会議がございますので各校長と協議しながら市教委として方針を示し、学校の実情、意見を受けながら最終的に決定をして保護者の皆様にもお伝えできるかと思っています。始業式以降のマスク着用についての指導ですがけれども、新型コロナウイルス感染症にかかる衛生管理マニュアルに基づいて昨年度まで取組を進めて参りました。

令和5年4月1日付けで、新しい衛生管理マニュアルが国から提示されています。これに基づいて取組を進めることを、方針としています。その中で、学校教育活動においてはマスク着用を必要としないと明記されています。しかしながら、子どもさんによって、また保護者様によっ

ては、不安を感じたり、マスクが必要な子どもさんもおられますので、マスクを外すことを強いらぬということが基本的な考え方として示されているところです。この考え方に基づいて学校の取組を進めたいと思っています。また、5月8日以降に5類に見直しながされた際の取組については、今のところ具体的なものが国から出ておりませんので、今後国や県の通知を確認しながら、新しい情報に沿って、しっかり対応を考えていきたいと思っています。

それから2点目の全国学力学習状況調査についてです。

結果につきましては、例年8月の下旬に示されており、その後、結果分析等を行いまして、教育委員会でもご報告させていただきます。またホームページで、本年度の傾向等について説明を加えてお示しをするように計画をしています。

なお、全国学力学習状況調査については、あくまでも一人一人の学習状況をしっかりと把握をして、その後の授業改善、指導の改善に生かしていくということが一番大事なところです。一人一人の学力差を競わせる等、そのようなものではございませんので、結果分析し、なぜここができていないのか、できない原因はどこにあるのか、そのためにどんな指導をしなければいけないのか、そこをしっかりと考えていくことを大事にして参りたいと考えています。

河本教育長職務代理者

他にありますでしょうか。
衛藤教育委員お願いします。

衛藤教育委員

コロナ対策についてです。まず健康観察は、親が毎日しなければならない健康観察をした後に登校することになっていましたが、それはどのようなのでしょうか。

それからもう一つ、給食のときは基本的な黙食になっていましたが、そのことに対して子どもたちはストレスがかなりたまっているという話も聞きますので、黙食についてはどのように変わるのかお尋ねします。

もう一つは、コロナの対応について国の考え方等が若干変わってきています。変わる点について、お尋ねします。

森教育部参事

先ほど申しましたように最終的には、本日午後に校長会議を通しまして、各学校の意見もしっかり踏まえた上で決定をしていきたいと思いますが、今の方向性をご説明いたします。

健康観察につきましては、これまで家庭で検温して検温カードに記入し、風邪症状がないこと、それから発熱がないことを確認できるようにして登校してもらっていました。家庭の事情でそれができてない子どもさんにつきましては、登校時に検温を行い、教員の目で確認してから中に入るという形をとっていました。この取組については、衛生管理マニュアルでも継続して行うように示されていますので、協力を求めています。

それから2点目の給食時の対応につきましては、大声での会話等については控えることは当然なのですが、黙食を求められるものではございません。管理マニュアルには黙食は必要ないと明示されていますので、通常行われる会話については、問題ないと考えています。

その他変わるところはないのかというご質問ですが、結論から申しますと大きく変わるところはございません。

出席停止等の措置と消毒に伴う作業等につきましては、これまでどおり行っています。マスクの着用について、これまでは積極的にマスクを着用するようお願いしていたところですが、それが概ね個人の判断に委ねられる形に推移していく状況です。

5月8日以降に新しい通知等が出た場合、その都度しっかりと考えていきたいと思っています。

衛藤教育委員

例えば音楽のときの合唱については、基本的にはマスクをするというのが今までの対策の仕方だと思いますし、体育についても、できるだけ体育館はマスクをするという対策を取られてきたと思います。マスクを持ってこなくて良いという誤解を受けてしまう部分がありますので、マスクの持参についてはどのように指導されてるのか、教えていただきたいと思っています。

河本教育長職務代理者

森教育部参事、お願いします。

森教育部参事

お答えいたします。

例えばこれまでも、ハンカチやティッシュを衛生用品の一つとして持ってくるように指導してきましたが、その一つにマスクというアイテムが加わるということは、考えられるかと思いますが、これまでも指導してきているところです。前提として、学習活動、教育活動でマスクの着用を求めないとなっていますことから、必要と感じる子どもさんがつける

という方向には推移していきます。

ただ、急に変えることは抵抗のある子どもさんもいると思われるので、少しずつ柔軟に様子を見ながらやっていくことが必要と考えます。マスク持参については、推奨される場所であると考えています。管理マニュアルでも所持品の一つとして示されています。

感染リスクが高いとされる学習活動として、音楽科における合唱、それからリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの管楽器の演奏、近接の少人数のグループワーク等の教育活動がありますが、こちらについても、マスクの着用を求めるものではなくて、例えば換気を十分に行い、必要な距離を可能な範囲でとって行う、そのような方向を示された上で、実施が可能となっています。

もちろん、大声での会話は行わないということになっていますけれども、一定の感染対策を行った上で、以前の教育活動が少しずつ取り戻せるようになってきていると考えています。

- | | |
|------------|---|
| 衛藤教育委員 | 今後も学校の中に手洗い消毒の容器やアルコールを置くのでしょうか。それから、子どもが共有する机等について、消毒する方がおられますが、今後も消毒等をしていただけるのでしょうか。 |
| 河本教育長職務代理人 | 森教育部参事、お願いします。 |
| 森教育部参事 | まず1点目のアルコール消毒手指消毒の設置についてはこれまでどおり行って参ります。 |
| 北原教育施設課長 | 令和5年3月市議会で、消毒サポーターに係ります予算の承認をいただきましたので、10校に1名ずつとし、最大7.5時間の勤務時間を4時間に短縮した上で配置させていただくということになっています。 |
| 河本教育長職務代理人 | それでは他に何かございますでしょうか。
八木教育委員、お願いいたします。 |
| 八木教育委員 | 黙食については、必要ないということですが、以前は、机を迎え合せてグループにして、話し合っという形式でしたが、この3年間は仕切られて前を向いてスクール形式で食べているということなんですけれども、親としては、わいわい話しながらというのがやはり望ましいと思 |

ます。子どもたちがコミュニケーションをとり、食べながら話すということ自体を、新2・3・4年生の子どもたちは、この3年間、経験していないと思いますので、学校での指導はどのような形になるのか教えていただきたいです。

河本教育長職務代理者

森教育部参事お願いいたします。

森教育部参事

親御さんの気持ちとして、もっともだろうと思っていますし、我々もそれが望ましいと思っています。

給食時はやはり感染リスクが高い機会であるというこの位置付けも、もちろん変わらないので感染対策は必要なのですが、子どもたちの教育という側面との整合というかバランスが必要になるのですが、学校が取り組む工夫の余地もあるかもしれません。基本的には、対面での食事可となってきています。

しかし、感染対策を全くしないということにならないので、その辺をしっかりと学校で可能な工夫をしつつ、対面で会話しながらの食事できるという環境が戻ってくるように、学校と協議して参りたいと思っています。

河本教育長職務代理

他によろしいですか。

ないということですので、それでは次に、社会教育施設行事について説明をお願いいたします。

亀井生涯学習課長

それでは、4月の社会教育施設行事の主なものをご説明させていただきます。

まず中央公民館の事業ですが、公民館は現在、春講座の募集期間としていますため、4月の事業予定はございません。

次に、体育文化センターです。

体育文化センターにおきましては、12日木曜日、太陽の広場におきまして、第46回中間市ゲートボール大会が開催されます。中間市在住者の方を対象に、触れ合いゲートボールとして、全員で楽しめるような事業内容となっています。

次に、16日日曜日、体育文化センターにおきまして、第14回やっちゃんビーチボールバレー大会が開催されます。中学生以上を対象に、1チーム4人以上のチーム編成で行います。参加料は1チーム1,000

円となっています。

同じく16日日曜日、ジョイパルなかま庭球場におきまして、第20回中間市ダブルステニス大会が開催されます。市内、市外を問わず、オープン参加とし、種目は一般男子、女子、65歳以上の男子、55歳以上の女子のダブルスとなっています。参加料は1組3,000円となっています。

次に、図書館行事でございます。

15日土曜日、11時から「子ども読書の日」おはなし会が開催されます。ホットブックなかまによる絵本の読み聞かせで、対象は幼児から大人まで15名を定員としています。

次に、23日日曜日、14時30分から「子ども読書の日」わくわくアニメ上映会が開催されます。作品は、「ふしぎ駄菓子屋銭天堂」が上映されます。子どもから大人までを対象として、定員は20名となっています。

次にハーモニーホールです。

23日日曜日、10時からスポット講座で春のガーデニングが開催されます。グッデイ中間店のスタッフを講師に、ガーデニングの基礎知識を交えながら寄せ植えを作ることとなっています。

定員は20名、参加費は一般3,000円、会員が2,700円となっています。

以上が社会教育施設の主な行事予定でございます。

河本教育長職務代理者

このことについて、ご質問等はありませんでしょうか。
衛藤教育委員お願いいたします。

衛藤教育委員

スポット講座のガーデニングについてです。一般会員は3,000円とかなり高額になると思います。どのような経費に使われるのかお尋ねします。

亀井生涯学習課長

これは、春の草花を使う寄せ植え等の講座になっていますので、そういった材料費にかかってくる経費です。

衛藤教育委員

入れ物から含めて全部材料費ということでしょうか。

亀井生涯学習課長

はい、そうです。

河本教育長職務代理者	<p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に、専決処分を報告し承認を求めることについて、承認第1号中間市教育委員会職員人事評価実施規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。</p>
船元学校教育課長	<p>それでは、承認第1号中間市教育委員会職員人事評価実施規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。</p> <p>昨年の地方公務員法の一部改正に伴い、中間市職員の定年等に関する条例の一部改正により、令和5年4月1日から中間市職員の定年が延長されることとなりました。この制度の中で、定年前再任用短時間職員または暫定再任用職員が制度化されました。</p> <p>また、令和5年4月1日付け人事異動によりまして、教育委員会事務局組織の中に、参事職が設けられました。</p> <p>これらの職員の人事評価を実施することにつきまして、市長部局が行う中間市職員人事評価実施規則の改正とあわせまして、教育委員会の従前の規則を一部改正し、令和5年4月1日付けで施行する必要性が生じたことから、中間市教育委員会事務専決規程第2条第1項に基づき、3月24日付で専決処分をいたしました。この専決処分につきまして、同規程第2条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。</p>
河本教育長職務代理者	<p>このことについて、ご質問などありますでしょうか。衛藤教育委員お願いいたします。</p>
衛藤教育委員	<p>今回について新たに参事という新しい職名が入っていますが、仕事内容についてお尋ねします。</p> <p>もう1点、部長と参事ということは、役職の位置付けであればほぼ同じ同列の役職ということですが、参事はどういう役職上の権限を持っているのかお尋ねします。</p>
河本教育長職務代理者	<p>蔵元教育部長、お願いいたします。</p>
蔵元教育部長	<p>参事職と申しますのは、中間市の職を設置する規則に、もともとあるものでございます。ということで今回新たに出てきた職ではないというこ</p>

とでございます。

参事を設定した理由といたしましては、現在ご承知のとおり、副市長と教育長が不在ということでございます。ということで、今回総務部と教育部に参事職というものが1人ずつ配属されたわけでございます。総務部につきましては情報政策課が1つ追加になりまして、総務部だけでも7つの課がございます。そのため負担が増えるということで、参事職が設定され、教育部についての参事につきましては、先ほど申し上げましたとおり教育長不在の中で学校再編であったり、大きな諸課題に直面しているということと、私は教育部長を拝命いたしました但一般行政職でございますので労務管理を含めた教職員人事の知識がないということで、まずは何よりその学校現場に影響を与えてはいけないということで総務課からは説明を受けています。以上でございます。

衛藤教育委員　そうすると、参事の権限というのは学校教職員に関する様々な事務あるいは様々な権限を持っているということでしょうか。

蔵元教育部長　権限につきましては衛藤教育委員が言われるとおり部長と全く同じ権限でございます。私と森教育部参事の間で、打ち合わせ等を行いまして教職員の人事に関することは森教育部参事が主でやっていただくということでございます。

衛藤教育委員　もう1つは、先ほど教育長が現時点では不在だから、教育長の職を少しでも肩代わりできるようなという言葉が適切かどうかわかりませんが、そのために参事を設けたということなのですが、もし教育長が新しくお決まりになりましたら、この参事という職は解かれるのでしょうか。

蔵元教育部長　権限につきましては、市長部局にしかございませんので、教育部では判断いたしかねるということでございます。あくまで中間市としての方針でございます。

河本教育長職務代理者　よろしいでしょうか。
他に何かありませんでしょうか。
それではないということですので、次に「なかま夢応援奨学基金」の運用に関する実施要綱の制定について説明をお願いいたします。

船元学校教育課長	<p>なかま夢応援奨学基金の運用に関する実施要綱の制定についてご説明いたします。</p> <p>中間市では、令和5年度から新しく給付型の奨学金制度「なかま夢応援奨学金」を創設することとなり、この制度を令和5年4月1日から実施するための要綱を策定いたしましたので、報告するものです。</p> <p>要綱の概要を申しますと、第3条に、奨学金の額と募集人数、第4条に対象者、第5条に奨学生を選考するための選考委員会の設置、そして第6条以降は、申請書の提出から奨学生の決定、奨学金の給付等に関する規定といたしています。</p> <p>なお、準備ができ次第ホームページやKBCテレビのdボタン、広報、中間市公式LINEなどに掲載し、この制度の周知を図ります。また、近隣の高校には直接訪問し、遠方の高校には資料を郵送することにより、制度を広めて参る所存でございます。以上でございます。</p>
河本教育長職務代理者	<p>このことについて、よろしいでしょうか。衛藤教育委員。</p>
衛藤教育委員	<p>募集要領を学生さん等に渡されると思いますが、我々に一度目を通させていただく形をとっていただけたらと思います。</p> <p>それから、第2条に「大学修学のため」とありますが、大学は、今4年制大学、2年制大学、6年制大学の3種類ありますので、どのような大学が対象となるのか、募集要領に書いていただけたらと思います。</p> <p>それから、第4条第1号に「中間市に5年以上住民登録があり、かつ保護者と同居しているもの」とあります。</p> <p>私は「対象者は中間市在住で5年以上の住民登録があり」として、「在住」ということを入れた方が良いと思います。</p> <p>それから、保護者や学生さんが、このようなすばらしい奨学資金をいただけるものがあるんだと理解し、応募しようかとなった時にこの中には選考方法が何もないため、選考方法は応募要領に入れるべきだと思います。</p> <p>次に、第13条第1項第3号に「奨学生が大学入学後1年以内に正当な理由なく退学したとき」とあります。</p> <p>一旦給付を受けたものが取り消されるというのは、100万円をいただけるか100万円がいただけないかという、学生さんにとっては、非常に深刻な問題だと思います。そして正当な理由という判断が非常に難しいのではないかと思います。例えば、学校から退学をされたということ</p>

であれば判断理由になると思いますが、それ以外の事情によって退学したときなどは、非常に難しいと思いますので、取り消しの場合、非常に慎重にすべきだと思いますので、そこは十分に配慮をお願いしたいと思います。

次に、第14条に、「給付が取り消された場合、奨学金の全部を市に返還しなければならない」とあります。これは当然だろうと思います。しかし、それを取り消されてしまうと、修学の夢も断ってしまうわけなので、大きな意味のある100万円だと思います。これについても、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

河本教育長職務代理者

それでは、ほかにございませんか。
八木教育委員、お願いいたします。

八木教育委員

第4条第1項に「保護者と同居している者」とありますが、なんらかの事情があつて別居してる方もいるのではないかということと、この制度自体はもう返済の必要がないということを聞いていまして、非常に素晴らしいことだと思います。親としては心強いと思うのですが、奨学金はこれ以外にもいろいろなものがあるのですが、重複でもらえるのかをお尋ねします。

あと、このようなすばらしい制度が今年度からありますが、先ほど近隣の高校には、郵送などで知らせるという話がございました。このような制度を生徒さんや保護者の方が知る機会が、あまりないと思います。市のホームページなどで調べることはできるようですが、ただ一番、生徒のことを気にするのは現場の先生たちではないかと思います。この子の家庭状況が厳しいけど、修学したい意思はあるから、何とかこの子の修学を手助けできないかというのが、高校の先生だと思います。高校の先生となると、中間市教育委員会の目の届かないところが結構あると思います。私立高校と県立高校の特色もありますし、継続的に市の教育委員会から、各学校に年に1度だけではなく定期的な情報発信などをしていただけると、1人でも2人でも先生方が、このような制度があるということを常に頭に入れておいていただけるのかなと思います。継続的な情報発信というのをお願いしたいです。

河本教育長職務代理者

船元学校教育課長お願いいたします。

船元学校教育課長	<p>まず1点目の同居の条件でございますが、基本的に市民税を納めていただいているのは親ですので、同居を条件にしていると考えています。</p> <p>もう1点の重複の件ですけれども、重複で給付を受けることはできません。</p>
衛藤教育委員	<p>それと情報提供ですが、ホームページだけではなく、文字でも知らせるようにしていただけるといことが、親切な情報提供の仕方ではないかと思しますので、よろしくお願いします。</p>
河本教育長職務代理者	<p>他に何かございませんでしょうか。</p> <p>それではないということですので、次に中間市学校施設整備方針（案）に対する市民意見提出手続の実施結果について、説明をよろしくお願いいたします。</p>
北原教育施設課長	<p>それでは、教育施設課から報告させていただきます。</p> <p>こちらの中間市学校施設整備方針（案）に対する市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果についての冊子をご用意ください。</p> <p>中間市学校施設整備方針（案）につきましては、保護者や地域住民の皆さまからご意見をいただいた上で、最大限の教育効果を図ることができる充実した環境を目指した方向性を取りまとめるため、昨年11月から12月にかけて、全小学校区において住民説明会を開催し、その後、さらに多くの方々からご意見をいただくため、昨年12月10日から本年1月11日までパブリックコメントを実施したところでございます。</p> <p>本日は、パブリックコメントにおいて延べ38名の方から97件の貴重なご意見をいただいておりますので、委員の皆さまにご報告させていただきます。</p> <p>また、本日本件をご報告後、速やかにパブリックコメントの実施結果を市ホームページ等を通じて市民の皆さまに公表してまいります。</p> <p>この度は、住民説明会やパブリックコメントを通じて、たいへん多くの貴重なご意見をいただきましたこと、改めて、感謝申し上げます。子どもたちの学びと生活、そして地域コミュニティの拠点となる施設として、将来を見据え、充実した環境となるよう、教育委員会はもとより、市役所内関係各課が連携・協力して進めていくことが重要であると考えています。</p> <p>中間市学校施設整備方針の策定につきましては、これまで令和4年度の策定を目指し取り組んでまいりました。しかしながら、住民説明会やパ</p>

ブリックコメントにおきましてたいへん多くのご意見をいただき、取りまとめに時間を要したことから、現時点におきまして策定することができておりません。

本整備方針の策定に向けまして引き続き、ご意見の精査に取り組み、同時に市全体のまちづくりの方向性との協議・調整を進めながら、よりよい教育環境となるよう努めてまいります。そして、市全体の協議調整を踏まえた学校施設整備方針として整えることができましたら、速やかに教育委員会にてご審議の上ご承認をいただき、市民の皆さまに公表してまいりたいと考えています。

今回、パブリックコメントの実施結果を取りまとめるに当たり、いただきましたご意見は、本整備方針（案）の該当ページごとに取りまとめ、一部内容の抜粋や補正を行っているところもありますが、ご意見に対する回答をお示ししています。本日は、本整備方針（案）の該当ページの最初の項目を中心にご報告させていただきます。

では、冊子の1ページをご覧ください。

No.1から37ページのNo.29までは、方針全般につきまして、ご意見をいただきました。

事例として、1ページのNo.2をご覧ください。

ご意見の概要といたしまして、説明会に参加させて頂きました。当日、資料を頂き、担当の方の説明をお聞きましたが、早口、マスクで半分位しか、理解できませんでした。

教育長が不在の今、なぜ急に学校整備を急ぐのでしょうか。質問したくても、「時間です」とパシッと切られてしまいました。住民を集めておいて何という事でしょう。なんの為に開いたのか、あきれてしまいました。

市民憲章に「若い力を育て」とありますが、この様な状況で育つと思えますか。テレビで時々小さな学校の様子を観ますが、先生が余裕をもって生徒に接し、いじめ、不登校等皆無です。

立派な設備、大きな学校を建て生徒を集め先生の負担が重くなれば、どうなるのでしょうか。障がいのある生徒さん、不登校の生徒さん、どの様に対応されますか。低学年の生徒さんが教室に入れるのでしょうか。諸々の具体的な計画を少しでも知りたかったです。この計画にかかわっている委員の方の中に児童がいらっしゃいますか。お声を聞きたいです。というご意見をいただきました。

回答につきましては、この度の学校施設整備方針（案）は、「児童生徒が安全安心に学び生活できる環境の構築」を学校施設整備に向けた基本

的な考え方の一つとし、将来にわたって持続可能な学級数を2040年でも維持し続けることを念頭に置いた施設整備を検討していること、そして、その最適化された施設・整備の中で、教員一人一人が丁寧に子どもと向き合い、持てる力をよりよく発揮することができる学校をつくり、子どもたちが達成感や成就感を味わいながら、楽しく学ぶことができる環境を目指していくことなどをお示しいたしました。

続きまして、29ページのNo.18をご覧ください。

ご意見の概要といたしまして、スクールバスを出すというが、学内で体調を崩したりした場合親の迎えが容易でなくなる点はどの様にフォローする予定なのか。体調不良だけではなく天候不良による集団下校など、バスではフォローが難しいのではないかと。というご意見をいただきました。

回答といたしましては、ご指摘いただきましたスクールバスにつきましては、現時点では導入は決定していないこと、学校施設整備方針策定後、開校までに生じる課題等に対応できるよう協議検討を行う新たな協力体制として、学校関係者や保護者、地域代表、学識経験者などで構成する開校準備協議会を設置し、さまざまなお立場からご意見をいただきながら検討を行っていきたいことをお示しいたしました。

さらに、通学区域に関することにつきましては、通学区域審議会を設置し、安全安心な通学及び通学負担の軽減に最大限配慮することを念頭に、将来にわたって持続可能な学級数を維持できるよう適正規模の学校づくりに取り組むこと、この両会議を両輪としながら、さまざまな課題に対応する具体的な方策を検討していきたいことをお示しいたしました。

続きまして、38ページをご覧ください。38ページのNo.30から52ページのNo.53までは、整備方針の趣旨や位置づけ、目標、学校の目指すべき姿、学校施設再編による目指すべき未来の学校の方向性、学校施設再編に向けた基本的な考え方などについて、ご意見をいただきました。

38ページのNo.30をご覧ください。

ご意見の概要といたしまして、目標にあるとおり、通いたい、通わせたい、働きたい学校のために子ども、保護者、教職員の意見を十分に集める機会を確保し、応えていただきたいというご意見をいただきました。回答といたしましては、学校施設整備方針策定後、開校準備協議会や通学区域審議会を設置し、保護者や教職員、そして地域住民の皆さまからご意見をいただきながら、これからの教育に対応できる充実した教育環

境を構築していくことを考えていること、またご指摘のように、子どもたちから意見を集めることも重要であることを勿論認識しており、今後学校施設再編に向けた取組を進める中で、子どもたちから意見を聞くことができる機会を設けてまいりたいことをお示しいたしました。

続きまして、51ページのNo.52をご覧ください。

ご意見の概要といたしましては、小中一貫校の案がないのはなぜか説明されたい。全国的にも近隣の市町村においても、小中一貫校や義務教育学校が増えている。「小中学校の連携」というのであれば、部分的にでも小中一貫校や義務教育学校の設置を検討すべきだと考える。これは新校舎やライフサイクルコストにも関わる問題であり、数十年という長期に渡って変更が難しい選択だと思われる。あえて選択肢から小中一貫校を除いたのかについて理由を明らかにされたい。というご意見をいただきました。

回答といたしまして、小中一貫校につきましては、中間市学校施設再編基本計画策定委員会にて、学校規模の検討を行う中で、小中一貫を含めたさまざまな学校規模の案をお示し、協議検討を行いました。その中で、教員の負担に関することや小中一貫校の知識がないこと、先進事例をより研究すべきであること、まずは、小学校は小学校、中学校は中学校での再編を検討すべきであるというご意見をいただきました。このことから、現時点におきましては、今後、更に児童生徒数が減少した後に次のステップとして検討してまいりたいことをお示しいたしました。

この度の学校施設整備方針（案）では、学校施設整備に向けた基本的な考え方として、小中学校の連携を深めた教育の推進を掲げ、連携を深めることができるバランスのとれた施設整備を検討していること、学校施設の配置案をご提示する中で、各案の特徴として十分な必要面積を確保することができれば、敷地の中に小学校と中学校を整備し、将来の一貫校を見据えた小中の連携を深めた教育を行う特色ある学校の設置の可能性のあることをお示しいたしました。

続きまして、52ページのNo.54から79ページのNo.91まで、学校施設の配置案についてご意見をいただきました。

52ページのNo.54をご覧ください。

ご意見の概要といたしましては、再編してまで学校を減らさなくていいと思います。今のままの方が子どもたちには、よいのではと思います。というご意見をいただきました。

回答といたしましては、先ほども申し上げましたように、学校施設整備方針（案）は、児童生徒が安全安心に学び生活できる環境の構築を学校

施設整備に向けた基本的な考え方の一つとし、将来にわたって持続可能な学級数を2040年でも維持し続けることを念頭に置いた施設整備を検討していることをお示しいたしました。

また、教育委員会といたしましては、子どもたちを取り巻く教育環境が急速に変化する中で、時代のさまざまなニーズに対応できる未来型の新しい学校施設を整備し、限りある財源を子どもたちの学びと生活を支えるハード面とソフト面に集中させ、未来の教育に対応できる充実した環境を整えてまいりたいと考えていることなどをお示しいたしました。

続きまして、70ページのNo.77をご覧ください。

ご意見の概要といたしまして、①小学校3校、中学校2校を希望します。②コミュニティ広場の活用については、中間市全体像との関連で慎重な検討を要する。というご意見をいただきました。

回答につきまして、学校施設の配置は、将来を見据え、市全体のまちづくりを踏まえた中で、最大限の教育効果を図ることができる教育環境を構築していくことが必要であること、検討に当たりましては、教育委員会だけでなく、全庁的な連携・協力のもと、地域振興やまちづくりの視点から市の施策の方向性に沿った活用策を検討していくことなどをお示しいたしました。

続きまして、72ページのNo.79をご覧ください。

ご意見の概要といたしまして、学校施設再編には賛成であること、理想を言えば、小学校1校、中学校1校が集中できるので良いと思いますが、スクールバスで全てを賄う場合に道路整備なども必要になるかもしれないので、小学校2校（中間中学校、中間西小学校）、中学校（コミュニティ広場）に賛同し、安全に通学できる事が必須条件である。というご意見をいただきました。

また、再編するのではあれば周辺自治体の子育て世帯の方々へも通いたいと思わせるような学校を作って欲しいこと、地域を卒業された方への母校への思いは理解できますが、実際に通って利用する子どもを中心とした話し合いをして頂きたいこと、今の学校の場所は地域の避難所などの役目が必要だと思う。というご意見をいただきました。

回答といたしまして、ご指摘のように、児童生徒の学びと生活のために充実した環境、そして地域コミュニティの拠点となる施設としての役割を担う充実した環境の構築が重要であると認識していること、今後、市全体のまちづくりを踏まえた中で、最大限の教育効果を図ることができる学校規模及び学校施設の配置を検討していくことなどをお示しいたしました。

続きまして、80ページのNo.92から82ページのNo.97までは、学校施設整備スケジュールや施設整備に向けた実施体制について、ご意見をいただきました。

最後の82ページのNo.97をご覧ください。

ご意見の概要といたしましては、開校準備協議会の構成員を幼稚園・保育園の保護者も入れるべきであること、現在、未就学児が再編後に登校する児童生徒になり、もっと、子を持つ保護者の意見を反映させてほしいというご意見をいただきました。

回答といたしましては、学校施設再編の取組を進めるに当たり、開校までに生じる課題等に対応できるよう協議検討を行う新たな協力体制として、学校関係者や保護者、地域代表、学識経験者で構成する開校準備協議会を設置し、さまざまなお立場からご意見をいただきながら検討を行うこと、通学区域に関することにつきましては、通学区域審議会を設置し、安全安心な通学及び通学の負担軽減に最大限配慮することを念頭に検討を行うことをお示しいたしました。この両会議を両輪としながら、さまざまな課題に対応する具体的な方策を検討し、実現に向けた取組を進め、ご指摘のように幼稚園や保育園、未就学児の保護者の皆さまからご意見をいただくことができるよう協議会等への参画に努めていくことをお示しいたしました。

以上につきまして、中間市学校施設整備方針（案）に対する市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果を取りまとめいたしました主な内容でございます。

今後につきましては、本日の定例教育委員会終了後、速やかに市ホームページ上にて公表いたしますとともに、学校関係者、PTA会長、校区まちづくり協議会事務所などに冊子を配布し、関係者の皆さまにパブリックコメントの実施結果をご報告してまいりたいと考えています。

そして、この度の住民説明会やパブリックコメントのご意見につきましては、現時点の学校施設整備方針（案）とともに、市長部局に提言し、市全体のまちづくりを踏まえた方針となるよう、全庁的な協議調整の段階に進んでまいります。

以上、ご報告申し上げます。

河本教育長職務代理者

このことについて、ご意見ございませんか。
衛藤教育委員、お願いいたします。

衛藤教育委員

今回のパブリックコメントの中で市民の方の関心が非常に高いというこ

とと、学校再編がいかに身近な問題かということ、つくづく感じるような内容が示されていると思います。

このパブリックコメントは今後どこでどのように生かされるのかお尋ねします。

それから、このパブリックコメントを求めたのは、中間市学校施設整備方針（案）の（案）から新たな施設設備方針が作られると思いますが、どのような形でまとめられて、いつ頃作られる予定なのかお尋ねしたいと思います。

河本教育長職務代理者

北原教育施設課長、お願いします。

北原教育施設課長

2点まとめた回答になろうかと思いますが、この度のパブリックコメント、先ほど申し上げましたように38名の方々から97件、本当に貴重なご意見をいただきました。

本市の宝であります子どもたちの教育環境の向上、そして地域コミュニティの拠点となる施設の充実に向けて、よりよい環境となって欲しいという市民の皆様からの思いであると認識しています。

ゆえに、事務局としましては、このたびの貴重なご意見を、ICT教育や英語教育などの新しい教育内容、そしてこれまで培ってきた一人一人に寄り添う教育活動が、新しい環境下でも十分に取り組むことができるよう、この整備方針案にいただきました今回のパブリックコメントを一体化し、さらなる教育の質の向上を目指した整備方針の策定に生かして参りたいと考えておるところでございます。その整備方針の策定の時期につきましては、速やかにと言いたいところではありますが、市長部局からまちづくりの観点等、十分にお聞きしながら、また意見等をいただき調整して進めていきたいと思っています。

本市に住んでよかった、或いは住んでみたいと思っただけのような、そういう取組に努めて参りたいと考えています。

衛藤教育委員

パブリックコメントを読まさせていただきましたので、私の感想等を述べたいと思います。

まず一つは、このパブリックコメントを読んだ中で、学校の統廃合ということで理解をされている方、それから、現状の10校のままの方が良いのではないかという方が何名かおられます。そういう意見をお持ちの方がおられますが、この中に書かれている以上に同じような考えの市民

の方がまだいると思います。その方々に学校再編というものはこのように良い未来があるんだということを、何かの形でお伝えをしていくべきではないかと感じました。2点目は、人数的には少ないのですが、スクールバス導入の問題点で、課題が明確に書かれています。特に児童生徒の子育てといじめの問題、それから友達関係の問題、そういうものがスクールバスを導入することによって、どのような変化をもたらすかということが書かれています。そのような意見を生かして検討していく材料になるのではないかと感じました。それから、前回のパブリックコメントと違うのは、「このような形で私は思っていますがどう考えますか」というような問題提起方式のコメントがかなりあります。それで問題提起方式のコメントというのは、やはり学校再編のことをより期待しているし、より関心が強いから問題提起をされるのだらうと思いますので、問題提起をされた意見については、内容をさらに吟味してみるということも大切ではないかと思いました。

それから、学校再編について非常に学習されている方、或いは勉強されている方、詳しく内容を検討、吟味されている方がおられるような気がします。少数ではございますが、そういう方々のいろいろな考え方も、どこかで生かせるものがあれば、参考にしていかなければならないと思いました。

今回のコメントで、再編について、こういう視点を考えられたら良いのではないですかという新たな視点、そういうものをこの中で示されたものもございますのでそれも参考にしていく必要があると感じます。

北原教育施設
課長

ご意見ご要望を踏まえながら、進めさせていただきます。

河本教育長職
務代理者

他はよろしいでしょうか。八木教育委員。

八木教育委員

このパブリックコメントを見させていただきまして、前回の回答に比べてかなり内容が深められたと思います。前回は、同じ文言の繰り返しが多いというような指摘等がありました。ただ、まだ説明が少ないという意見が多く見受けられたと思います。

時間制限があり質問を切られたという声もやはり多く見受けられました。今後、市民に対して説明会をし、また話し合いの時間が少ないのではないかという意見もありますので、検討した方が良いと思います。私

も一昨年位前から策定委員会を見させていただき、北原教育施設課長たちとPTAの会長会で何度も話し合ったことが、全然知られていません。そういうことをやっていることが、多分知られていないため、説明不足と言われる方との温度差があるなと思いました。

再編必要なしという意見も多々ありますが、昨年の中間市で生まれた方が200人位です。そうなると、その子たちが6年後7年後には小学生に上がるわけですから、今の学校の数で良いのかというと、誰しもが良いとは思わないと思います。現に私が東中在籍当時は1学年に220人位いました。要は中間市全体でそういった規模になっていくので、もっと何か、スピード感をもって進めていく必要もあると思います。それから、近隣の小竹町の小学校も1校になるなどの話もあります。中間市だけ変わらないのか、今やらないといつやるのか、今やらないと結局問題の先送りだけだと思います。

自分の子どもや孫にこの課題を押し付けるのか、それとも責任世代の私たちが今やるのかで違ってくると思いますので、PTA等と今後さらに話し合いながらさせていただきたいと思い、意見を申し上げさせていただきました。

北原教育施設
課長

八木教育委員のおっしゃった温度差の解消という観点からもしかるべき時期に住民説明会、或いはPTAの方々との協議検討は必要になってくると思います。

今回、整備方針案をもとに住民説明会を開催しまして、学校の数と場所に向けた取組を進めていく段階の前段階として説明させていただきました。では次の住民説明会はいつのなのか、時期は置いておいてですが、数や場所が決まって開校に向けて取り組んでいくときに、開校準備協議会或いは通学区審議会とタイアップしながらやっていかなければならないのではと思います。

その中で、ご意見が沢山ありましたが、構成員としてこれから学校に通わせる保護者の方々などの参画ということでございます。そのような生のご意見を子育て世代のご意見として取り入れることが、温度差の解消等にも繋がっていくと思いますので、そのように認識しながらやっていきたいと思っています。

河本教育長職
務代理者

私の意見を述べさせていただいてもよろしいでしょうか。

底小の住民説明会に参加させていただいたのですが、やはり質問時間を切ったときに、来られていた方の雰囲気さがらりと変わり、すごく怒っ

てらっしゃいました。もう少し説明は必要だと思います。なるべく市民の言いたいことを全部聞いていただきたいと思います。ただ、すべての説明会場に同じ意見を持ってこられる方がいるというお話も聞きましたので、そういうことは避けるようなことを前もって言うなどして、市民の気持ちというのをやはりこちらが聞いていかないといけないと思います。市民の中には政治的なことで、教育委員会が勝手に学校再編を決めていると勘違いされている方もいらっしゃいますので、私ども教育委員会は本当に今の教育を良くするためにやっているのだということをしつかり伝えないといけないと思います。それから、子どもの意見を聞いていないのではないかという意見が多いと思います。私はある程度決まった時点で、制服や校章などを決めるときに、子どもたちの意見を集めることによって、学校をより良くしたいという気持ちを養っていただきたいと思います。授業の中で、先生と取り組んでどのような学校を作りたいなど、意見を聞くことによって子どもたちの夢、学校に対する思いを膨らましていただくようなことをしていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

北原教育施設
課長

ありがとうございます。
説明会という限られた時間の中ですが、少しでも多くのご質問をいただく時間を設けさせていただきたいと思っていました。実際に開校に向けての課題や対応についてですが、再編に取り組んでいる他の自治体を見ましても、実際に子どもたちを入れ、子どもの意見を踏まえて決めていっているところもあるようです。さらにこの何年間で、そのような動きもしっかり見極めながら取り組んで参ります。

衛藤教育委員

パブリックコメントの回答に、未来型の新しい学校施設ということが多く触れてあります。未来型の新しい学校施設ということは、みなさんのイメージがわからないと思います。これをより具体化させるということが、学校再編を考えるためには市民の方々の近道だろうと思いますので、具体化、イメージ化できるような書き方に変えていただければ、少しわかっていただけるのではないかと思います。

河本教育長職
務代理者

大変だと思いますがよろしくお願いたします。
他はよろしいでしょうか。
それでは、報告事項その他について何かありませんでしょうか。
ないようですので協議事項に移らせていただきます。

	最初に令和5年5月定例教育委員会の日程について、ご提案をお願いいたします。
船元学校教育課長	5月の定例教育委員会の日程につきましては、4月25日火曜日、午前10時、場所は第1委員会室を予定いたしています。 ご協議をお願いいたします。
教育委員	《了承》
河本教育長職務代理者	それでは次に協議事項のその他で何かございませんでしょうか。 ないようですので、次に議決事項に移らせていただきます。 最初に、第14号議案、中間市教育委員会点検評価委員会の委嘱について説明をお願いします。
船元学校教育課長	第14号議案、中間市教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について、提案理由を申し上げます。 点検評価委員会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検と評価を行い、議会に報告書を提出することとされているものです。 現在2名の方に委員の委嘱をいたしているところではありますが、このたび、3月31日に1名が任期満了となりましたので、次の任命期間につきまして、委員を提案するものでございます。 この度、委員に委嘱したい方は、牛島大典様であります。 任期につきましては、令和7年3月31日までとするものです。 牛島様は現在九州産業大学教授であり、また令和3年度まで福岡県立北九州高等学園の校長として勤務されておられた方でありまして、教育に関する高い識見を持ち合わせた方であります。 本市教育委員会の事務に関する点検評価委員としてふさわしい方と思われれます。 このことにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の第2項及び中間市教育委員会事務委任規則第2条第6項の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます
河本教育長職務代理者	ではこのことについてご質問など、ございませんでしょうか。 それでは、承認ということでもよろしいでしょうか。

教育委員	《了承》
河本教育長職務代理者	次に、第15号議案中間市地域学校協働活動推進員の委嘱について、説明をよろしく願いいたします。
亀井生涯学習課長	<p>第15号議案中間市地域学校協働活動推進員の委嘱について、提案理由を申し上げます。</p> <p>中間市地域学校協働活動推進員の任期満了に伴い、後任委員の委嘱について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号及び中間市教育委員会事務委任規則第2条第6号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。</p> <p>地域学校協働活動推進員は、地域と一体となって、子どもの成長と学校を支える体制を整備することを目的に、地域人材の協力を得て、様々な学校運営の補助を実施する事業でございます。各校区のまちづくり協議会より推進員をご推薦いただいています。推薦された方々は、推進員名簿にお示しのとおりでございます。中間校区からは、新規で依藤由夏様が推薦されています。任期につきましては、令和5年4月6日から令和7年4月5日までとなっております。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたしますはい。</p>
河本教育長職務代理者	このことについて、ご質問等ございませんでしょうか。衛藤教育委員、お願いいたします。
衛藤教育委員	推進委員の方々に異論はありませんが、この方々の日常的な活動はどのようにされてるのかお尋ねします。
亀井生涯学習課長	各学校におきまして学習の補助、例えばテストの丸付けや青パトによる校区の見回り、校内の除草作業等を行っています。
衛藤教育委員	校内の除草作業等は学校の要請に基づいて行っているということでしょうか。
亀井生涯学習課長	はい、そうです。

河本教育長職務代理者	<p>他にご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、承認ということでよろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、第16号議案、中間市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、森教育部参事ご説明をお願いいたします。</p>
森教育部参事	<p>中間市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について提案理由を申し上げます。</p> <p>中間市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第8条にて、委員の人数を5名以内と規定をしていましたが、学校の実情としまして委員の増減が見込まれることや、今後の見通しとして必要に応じた組織の拡充も考えられることから、人材確保の負担にも配慮しつつ柔軟に学校が対応できるように、5名を目安とした委員定数に改めるものです。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
河本教育長職務代理者	<p>このことについて、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>衛藤教育委員お願ひします。</p>
衛藤教育委員	<p>運営協議会の委員の方について異論はありませんが、どのような活動をされてるのかお尋ねいたします。それから、小学校の協議会しか設置されていませんが、中学校はなぜ設置されていないのかお尋ねします。また、中学校はこれから先、設置される予定があるのかお尋ねします。</p>
森教育部参事	<p>ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>運営協議会の委員の主な役割は、学校運営の基本方針を承認すること、学校運営に関する意見を述べること、教職員の任用に関して意見を述べることなどです。市内各学校においては、校長の学校経営方針について説明を行い意見交流を行ったり、学校の状況について説明をし、そのことについての意見交流を行うなどしています。</p> <p>中学校の運営協議会の設置について、現在のところ設置はございません。小学校で学校運営協議会を設置した流れとしまして、各小学校に設置されましたまちづくり協議会が学校運営協議会と非常に似た機能を持っている組織でありますので、そこをしっかりと活用していく形でスタートさせ今の形が整備されています。そのため小学校が先行して設置されたということです。中学校におきましては、小学校の運営協議会との連携、人材確保の課題、生涯学習課で行っています地域学校協働活動推</p>

進員、そのような様々な活動との兼ね合いも整理しながら、学校再編を見据えた上で、整備をしていくことを考えているところでございます。例えば、小中学校で連携した学校運営協議会のあり方も、今後検討が必要な部分がありますので、検討して参りたいと思っています。

衛藤教育委員

小学校で学校評議員と活動が重なっている部分があるようですが、独自の活動もあるようですので、学校の運営上プラスになると私は理解しています。活動から考えて、中学校にも設置を検討すべきだと思います。

河本教育長職務代理者

ほかに何かございませんでしょうか。

それではないということですので、これで令和5年4月定例教育委員会を閉会いたします。

[閉会時刻：11時35分]

令和 5 年 6 月 6 日

教育委員 八木 秀和

教育委員 衛 藤 修 身